

最低工賃の改正決定に関する公示

鳥取労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成27年鳥取労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年7月23日

鳥取労働局長 山下 禎博

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

- (1) 男子既製洋服のまとの業務 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額
背広上衣	袖付け裏まつり		1枚につき 127円
	袖口裏まつり		1枚（28センチメートル×2）につき 64円
	見返し7ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき 57円
	ベンツまつり		1か所（6センチメートル）につき 13円
	背裾まつり		1枚につき 40円
	袖開きまつり		1枚につき 17円
	襟折り返し裏まつり		1枚につき 17円
	背裏鎖止め		1か所につき 17円
	肩裏まつり		1枚につき 40円
	袖裏星入れ		1枚につき 32円
	ベンツ止め		1か所につき 5円
	カード付け		カード1枚につき 9円
	糸くず取り		1枚につき 64円
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき 17円
		わたり部について行うもの	1本につき 25円
	ボタン付け		1個につき 9円
	腰裏後端まつり		1本につき 9円
	糸くず取り		1本につき 25円

- (2) 婦人既製洋服のまとの業務 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲

げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 11円
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	20センチメートルにつき 17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ 穴、根巻き4回以上	1個につき 8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメー トル（ベルト通しループを除く）	1か所につき 11円
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6円
	肩パット付け	部分止め	1組につき 28円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき 止め	1枚につき 37円
	糸くず取り		1枚につき 17円
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 11円
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	20センチメートルにつき 17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 24円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ 穴、根巻き4回以上	1個につき 8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメー トル（ベルト通しループを除く）	1か所につき 8円
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6円
	糸くず取り		1枚につき 17円
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 11円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ 穴、根巻き4回以上	1個につき 8円
	糸くず取り		1枚につき 16円